2017 年 2 月 28 日 小金井市地域自立支援協議会資料 生涯発達支援部会 小幡美穂

小金井市条例案に関する修正意見

条例案について、以下の点を検討していただければと思います。

①名称について

「障がい者」のためだけの条例という印象を持つ現在の名称を、「障がいのある人もない人も」「共に生きる」などが伝わる名称に変更を検討して頂きたいです。

案 1

「障がいのある人もない人も生涯にわたって共に生きる社会をつくる小金井市条例」

②前文について

障がい者のためだけの条例ではなく、市民全体で誰もが暮らしやすい街にするための条例であることを明示する文章にしてはどうでしょうか?

条例案の文章をもとに「共に暮らす」メッセージを主軸とした文章にしました。また、 冒頭には「小金井市憲章」から文章を一部引用しました。津久井「やまゆり園」の事件 を入れた文章を作りましたが、事件については今後、入れるかどうかも含めて検討いた だきたいと思います。

文章案

豊かな緑にかこまれ清水湧く小金井市は、人々の心のふれあいを大切にし、ともに支え

あう風土が育まれてきた。

私たちは、日本国憲法の「国民の人権」を守る条項をもとに、また、2006 年 12 月に 国連総会で制定され、2014 年 1 月にわが国でも批准した「障害者権利条約」の内容を もとに、誰もが基本的人権を有する個人として尊重される社会。お年寄りや子ども、ま た、障害のあるなしに関わらず全ての人が安心して暮らせる「心優しい」「安心して住 める」まちを目指してきた。

しかしながら、依然として社会の実態は、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、 社会的障壁があり、様々な場面で不利益な扱いや不自由を感じる状況にある。

「障害者差別解消法」が施行された 2016 年 7 月におきた、神奈川県の津久井「やまゆり園」での障害者虐殺事件は障害者の生存を否定し排除する考え方による重大な犯罪であり、いまだ優生思想に基づく障害者排除の考え方があることを社会に訴えかけている。私たちは、二度とふたたびこのような事件を引き起こさないために努力せねばならない。私たちは、障害を理由とする差別の解消とお互いの理解に努め、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いが尊重される社会を作るために、困っている人に「お互いさま」という気持ちをもち、手を差し伸べることができ、生涯に渡って安心し

て暮らせるまちをつくるために、この条例を制定する。

③教育に関する項目を追加して下さい

「障害者権利条約」にも第24条で平等を基礎とする教育の享受、合理的配慮について示されています。また、障がいのある人もない人も共に理解し合うために、幼い頃からの教育や交流は共生社会の基となるとても大切なものです。

他の自治体の条例にも教育に関する部分が盛り込まれています。

是非、小金井市の条例にもこの項目を盛り込んで頂きたいです。

内容

- *「共に学ぶ」「障がいへの理解」
- *「合理的配慮の必要性」

などが反映された文章が望ましいと考えています。

参考

【『埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づく り条例』より

「(教育の推進)

第 10 条 県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する正しい知識を持つための教育が行われるように努めるものとする。

2 県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性を鑑み、障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする」】

【『障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例』

「(教育における差別の禁止)

第 14 条教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令などの主 旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者または就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。
- (2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。
- 2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。」】

以上